

お客様 各位



「実験動物の検疫に関するお願いと感染事故発生時の補償に関する考え方について」

平素は日本実験動物協同組合の活動に格別のご理解とご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

表題の件について、以前よりお客様にお願いをしてまいりましたが、改めて下記の通りご案内いたしますので、ご理解を賜りますようご確認のほどお願い申し上げます。

記

【実験動物の品質管理と検疫体制のお願い】

●当組合に加盟する実験動物生産者並びに供給者は、感染症発生防止には特段の注意を払い実験動物の生産並びに供給に従事しています。特に SPF 等の微生物統御を行っている動物の生産者は、病原性微生物の感染が甚大な被害を及ぼすことから、感染症の早期発見のための定期的な微生物モニタリングにつきましては、モニタリング間隔をできるだけ狭めるなどの努力を行っています（微生物モニタリング間隔の短縮）。

●生産施設での微生物モニタリングは、動物の微生物学的品質が継続的に維持されていることを確認するための定期検査であり、維持・供給される動物の品質基準が満たされていることを証明するものです。この微生物モニタリングの利点は、不顕性感染が検出でき、さらに生産場での品質管理体制の信頼性を保証することができます（微生物モニタリングの利点）。

●一方、微生物モニタリングにおいては、初期の段階で感染を検出することは困難です。モニタリングは、あくまでも統計学的サンプリングによる抜き取り検査で信頼性を担保するものです。モニタリング検査成績が陰性であっても、出荷動物の感染がないことを保証するものではありません。病原性微生物の感染初期に摘発を免れて出荷されてしまうことが十分に考えられます（微生物モニタリング検査の限界）。

●感染拡大を防ぐ最も有効な手段は各施設での検疫です。納品検収後は、別の場所で一定期間隔離飼育し検疫を経て実験に使用していただくようお願いいたします（検疫の重要性）。

【感染事故発生の対応について】

●上記事項をご理解いただいた上で、納品検収後、生産者並びに供給者側に起因すると思われる感染事故が生じた場合においては、その当該動物のみを補償の対象として、動物の代替または代金返金の対応とさせていただきます。（補償に関する考え方）。

以上

出典 実験動物としてのマウス・ラットの感染症対策と予防（アドスリー 2011年）

監修：（社）日本実験動物学会 編集：（社）日本実験動物学会マウス・ラット感染症対策委員会